

第 2 章

災 害 予 防 計 画

第1節 地域防災力強化計画

住民及び事業者は、「自らの身の安全は自らが守る」という益城町防災基本条例（令和3年条例第3号）の基本理念に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

また、町は、地域における自助・共助の推進について、益城町防災基本条例の基本理念に基づき、大雨や台風などの災害に備え、住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）」の普及を始めとして、住民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや率先して自ら避難することで他の住民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るものとする。

1 自助

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」、「自分で出来ることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、平時の取組を進めるとともに、災害時には早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。

(1) 平時の取組

ア 知識等の取得

- (ア)過去の災害の発生状況
- (イ)気象予報警報等の種別と対策
- (ウ)防災訓練等への参加

イ 事前の確認

- (ア)命を守る「マイタイムライン」の作成
- (イ)指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所
- (ウ)家族等との連絡方法や集合場所
- (エ)就寝場所の安全確保
- (オ)災害情報の入手方法
- (カ)近隣の井戸の位置等の確認

ウ 事前の備え

- (ア)地震保険などの自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強
- (イ)防災メールサービス（ましきメール）への登録
- (ウ)自動車へのこまめな満タン給油
- (エ)最低3日分（推奨1週間分）の水・食料等生活必需品の備蓄（日常備蓄*含む）
 - ※ 日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法
- (オ)非常持ち出し品（非常食品、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備
 - ※ 薬の服用の有無や家族の状況に応じて、非常用持ち出し品を準備する。

2 共助

住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治会や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域一体となった防災訓練（町等と連携した訓練等）の実施
 - (ア)避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - (イ)被害状況（地域住民の安否確認を含む。）の把握、町への情報伝達訓練
 - (ウ)避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - (エ)避難所の運営訓練
 - (オ)消火訓練等
- ウ 情報の収集伝達体制の整備
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- カ 危険箇所の点検・情報共有
 - (ア)地域の見廻り
 - (イ)地域防災ハザードマップの作成
 - (ウ)避難行動要支援者の把握
 - (エ)地域内にある他組織との連携促進

(2) 災害時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集・町への伝達
- イ 出火防止・初期消火の実施
- ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
- エ 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- カ 救出・救護活動への協力
- キ 避難所の運営
- ク 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3 事業所による防災活動

(1) 事業所は、町の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平時から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。特に、要配慮者利用施設においては、法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、訓練等を行うものとする。

また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地域内の防災活動を行うよう努めるものとする。

- (2) 事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- (3) 事業所は、災害時に事業所の果たす役割（来客者・従業員の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を作成し、次に掲げる取組を進めるよう努めるものとする。
- ア 防災体制の整備
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 施設の耐震化復旧計画作成、災害時の各種計画の点検・見直し
 - エ 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応
 - オ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組を継続的に実施
- (4) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業所や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、町及び県との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。
- (5) 事業所は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 防災知識普及計画

1 計画の方針

災害による被害を最小限に食い止めるためには、町等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため、町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民全体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独または共同して、計画的かつ継続的に行うものとする。

また、町は、学校教育はもとより様々な場での総合的な防災教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する住民の理解向上に努めるものとする。

さらに、町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

2 町職員に対する防災教育

災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる町職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、町は、防災業務に従事する全職員に対して次の防災教育を実施し、災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時において直ちに対応できるよう、アクションカードを活用し、研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力の向上に努めるものとする。

なお、町は、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや経験を職員全体で共有できるよう努める。

(1) 教育の内容

- ア 益城町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 地震等自然災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- エ 過去の主な被害事例や過去の災害対応の教訓
- オ 防災関係法令の運用
- カ 防災システムの操作方法等
- キ その他必要な事項

(2) 教育の方法

- ア 講演会、研修会等の実施
- イ 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ウ 見学、現地調査等の実施

3 住民に対する防災知識の普及

町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、地域住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、気候変動の影響も踏まえつつ、風水害や火災等一般災害に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

(1) 普及の内容

- ア 地震等自然災害に関する一般的知識
- イ 過去の主な被害事例
- ウ 地震等自然災害対策の現状
- エ 地震被害想定調査結果
- オ 平時の心得（日頃の準備）
 - (ア)住宅の点検（住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀補強等）
 - (イ)屋内の整理点検（家具転倒防止等）
 - (ウ)火災予防の心得
 - (エ)気象予警報等の種別と対策
 - (オ)災害危険箇所の認識
 - (カ)指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - (キ)台風襲来時の家屋の保全方法応急救護
 - (ク)3日分（推奨1週間）の食料（食物アレルギー対応食品等含む。）、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄
 - (ケ)非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・お薬手帳（コピーでも可）等）の準備
 - (コ)自動車へのこまめな満タン給油
 - (サ)緊急連絡先の確認
 - (シ)家族間等による安否の確認方法
 - (ス)夕方明るいうちからの予防的避難
 - (セ)寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
 - (ソ)防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
 - (タ)避難先及び避難方法
 - (チ)避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）
 - (ツ)広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や、企業や学校との計画的な休業・休校等について
 - (テ)避難所生活のマナーとルール
 - (ト)ペットを受入れ可能な避難所（事前に預け先等の確保）
 - (ナ)ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備（事前に預け先等の確保）
 - (ニ)防疫の心得及び消毒方法等の要領

カ 地震発生時の心得

- (ア)緊急地震速報を覚知した時の対応行動
- (イ)場所別、状況別の心得
- (ウ)出火防止及び初期消火
- (エ)避難の心得
- (オ)自動車運転者のとるべき措置
- (カ)生活の再建に資する行動（被災後、片付けや修理の前に被災箇所等の写真を撮影すること）
- (キ)農林物に対する応急措置

キ 建築物に関する各調査の周知

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

(2) 普及の方法

防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用を努めるものとする。

ア 社会教育を通じての普及

幼年消防クラブ、婦人防火クラブ、自主防災組織、防災士会、PTA、各種研修会、講習会等の機会を活用する。

イ 広報媒体等による普及

- (ア)広報媒体の利用（広報紙、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等）
- (イ)パブリシティ活動の展開（報道機関への情報提供）
- (ウ)映画、ビデオ、スライドの利用
- (エ)広報車の巡回
- (オ)講演会、研修会等の開催

ウ 防災訓練における普及

町は、講習会の開催等を通じて、自然災害についての認識を深めるとともに、住民に対して各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）への積極的な参加を呼びかけ、住民参加型訓練の実施等、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

4 学校教育における防災知識の普及

町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材（副読本）の活用を図るものと

する。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成が行われるよう促すものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

ア 災害時の身体の安全確保の方法（緊急地震速報の対応行動等）

イ 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割

ウ 地震等自然災害発生のおそれ

エ 防災対策の現状

なお、大規模地震が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、地震等自然災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童生徒の引渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

(2) 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

5 防災上重要な施設の管理者等の指導

町及び防災関係機関は、防災上重要な施設及び大規模集客施設等の管理者に対し、次の内容を中心に防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

(1) 避難誘導等防災体制の整備

(2) 地震等自然災害の特性及び過去の主な被害事例

(3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理

(4) 出火防止、初期消火等の任務分担

(5) 防災業務従事者の安全確保

(6) 発災直後、建物の安全が確認できる点検方法の習熟

（内閣府「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」等参照）

6 事業所の防災対策の促進

(1) 事業所の防災力向上

町は、優良事業所表彰等、事業所の防災活動を積極的に評価することにより、事業所における従業員の防災意識や防災力向上の促進を図るものとする。

また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図るものとする。

(2) 事業所に対する事業継続計画（BCP）作成支援

町及び関係機関は、事業所が災害発生に伴い通常の事業活動が中断した場合に、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるように事前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画（BCP）の作成及びBCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）の構築を支援する。

また、県等と連携して、事業所における事業継続計画（BCP）の作成を支援する人材の育成を図る。

(3) 旅館等に対する災害時の外国人等への対応力強化の支援

町は、旅館等が災害発生に伴い施設を利用する外国人等に対し正確な情報提供や避難誘導等を円滑に行えるよう、対応マニュアル等の作成など対応力強化の支援を行うものとする。

(4) 要配慮者施設の避難訓練等の状況確認

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。ただし、県指定施設については、熊本県が状況確認等を行うものとする。

また、町は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

浸水想定区域内要配慮者施設一覧

施設名	所在地	避難確保計画 策定状況	訓練実施状況 (予定を含む)
益城町立飯野小学校	益城町砥川 137	○	○
益城町立津森小学校	益城町上陳 369	○	○
益城町立益城中央小学校	益城町寺迫 1142	○	○
益城町立木山中学校	益城町寺迫 1090	○	○
益城町立益城中学校	益城町惣領 903	○	○
津森小児童クラブ	益城町上陳 363-1	○	○
益城中央小児童クラブ	益城町寺迫1142	○	○
飯野小児童クラブ	益城町砥川137	○	○
第1保育所	益城町福富 651	○	○
第2保育所	益城町砥川 125-1	○	○
第3保育所	益城町上陳 361	○	○
第5保育所	益城町福原 529-2	○	○
保育園こころ	益城町寺迫 1021-1	○	○
あじさい保育幼稚園	益城町安永 447-6	○	○
なのはな保育園	益城町福富 665-11	○	○
すくすく保育園益城	益城町惣領 856-1	○	○
こころ保育園広崎	益城町広崎 599-1	○	○
いこいの里	益城町福原 1988-1	○	○
グループホーム津森倶楽部	益城町寺中 1-1	○	○
有料老人ホームくましき	益城町惣領 1526-2	○	○
サービス付き高齢者向け住宅 鳩ぽっぽ	益城町福富 610-1	○	○
地域子育て支援拠点施設	益城町木山 236	○	○
デイサービスセンターくましき	益城町惣領 1526-2	○	○

7 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

8 外国人に対する防災知識の普及

町は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパン

フレットの作成、配布を行うなど、要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

加えて、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、町が行う防災訓練への外国人住民の参加促進に取り組む。併せて災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため町職員の対応力向上を図るものとする。

9 防災知識の普及の時期

町及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、住民に対し地震等自然災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

※ 防災の日：9月1日、防災とボランティアの日：1月17日、熊本地震発生日：4月14・16日

10 防災相談

町及び防災機関は、住民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

11 災害記録の保存と災害の教訓の伝承

町は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味について防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

なお、収集した資料等は、町内のみならず、全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信するものとする。

第3節 自主防災組織等育成計画

災害からの被害の軽減や安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家族、地域、企業、団体等様々な主体が防災・減災のための行動をとることが必要である。

特に、地域住民による自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織や事業者、団体等の自主的な初期防災活動が、被害拡大を防止するためには極めて重要である。

本計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全確保に資する自主防災組織の結成・活動を促進することで、大規模な災害、事故等に備えるものである。

1 自主防災組織の方針

平成28年熊本地震の教訓を踏まえ、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な住民支援が出来ないことが予想される。

このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命、身体及び財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要であるため、地域住民により防災活動を担う組織「自主防災組織」の結成及び活動活性化を促進する。

- (1) 住民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことを目的とし、地域住民による自主防災組織づくりを積極的に進める。

また、住民は、平時から、防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加するとともに、地域の防災活動における自らの役割を自覚し、防災知識の習得に努める。

- (2) 町は、益城町地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

また、町は、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

- (3) 町は、自主防災組織育成の取組みや自主防災組織と連携した防災訓練を支援するとともに、自主防災組織リーダー研修会の開催、優良自主防災組織に対する表彰、自主防災組織に関する啓発活動、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアルの配布等を通じて自主防災組織の活動の充実を図る。

また、自主防災組織リーダー研修会で育成した防災リーダーが、自らが居住する地域の自主防災組織の設立や防災教育・訓練等の防災活動の核となるよう、県と連携しながら、その活用を図っていくものとする。

- (4) 多数の者が利用、従事する施設または危険物取扱事業所等で一定規模以上の施設等においては、大規模地震等自然災害時のパニックなどにより被害を増大させる危険性がある

ることから、施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、その義務のない事業所であっても、被害軽減のため自主的な防災組織の設置に努めるものとする。

2 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の編成単位

- ア 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(2) 組織づくり

既存の自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大や防災士の活用に努めるものとする。

- ア 町内会、自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- イ 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り自主防災組織として育成する。
- ウ 女性団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。
- エ リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、防災士等の自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織活動の活性化を図る。

(3) 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、特性を十分活かした具体的な活動計画を制定するものとする。

(4) 主な活動内容

ア 平時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 地域一体となった防災訓練の実施・参加（町や関係団体と連携した訓練等）
 - ・ 避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - ・ 被害状況（安否確認含む）の把握、町への情報伝達訓練
 - ・ 避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - ・ 避難所の運営訓練
 - ・ 消火訓練
- (ウ) 情報の収集伝達体制の整備
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- (カ) 危険箇所の点検・情報共有
- (キ) 地域の見廻り
- (ク) 地域防災ハザードマップの作成
- (ケ) 避難行動要支援者の把握

- (コ)地域内にある消防団等の他組織との連携促進
- イ 災害時の活動
 - (ア)地域内の被害状況等の情報収集及び町への伝達
 - (イ)出火防止・初期消火の実施
 - (ウ)地域内における避難指示等の情報伝達
 - (エ)地域住民に対する安否確認及び避難誘導
 - (オ)避難行動要支援者等への避難支援
 - (カ)救出・救護活動への協力
 - (キ)避難生活における避難場所、避難所の運営等
 - (ク)見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
 - (ケ)避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3 事業所の自衛消防組織等

大規模地震発生時には、多数の者が利用・従事し、または危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等では、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

また、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を作成し、BCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）を構築するよう努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業所など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、町が実施する事業所との協定の締結や防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(1) 事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。また、町・消防機関及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

なお、町は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。

(2) 対象施設

- ア 中高層建築物、旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、または出入りする施設
- イ 石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、または取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたる効果が効果的である施設
- エ 雑居ビルのような同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防組織を設置することが必要な施設

(3) 組織づくり及び活動計画の作成

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の作成を行うものとする。

(4) 主な活動内容

ア 平時の活動

- (ア)防災訓練の実施
- (イ)施設及び設備等の点検整備
- (ウ)従業員等の防災に関する教育の実施等

イ 災害時の活動

- (ア)従業員等の安否確認
- (イ)情報の収集伝達
- (ウ)出火防止、初期消火の実施
- (エ)避難誘導
- (オ)救出・救護の実施及び協力
- (カ)避難生活における避難場所、避難所の運営協力等

4 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

また、町は、益城町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、益城町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第4節 防災訓練計画

町等防災関係機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

1 総合防災訓練

(1) 目的

大規模地震発生時には、家屋倒壊やガケ崩れ等からの救出・救護、住民の避難・消火活動、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。

このような特性から、風水害とともに大規模地震を想定した訓練を実施し、防災関係機関の職員の能力向上、防災関係機関相互及び防災関係機関と住民等との連携強化、さらには住民の防災意識の高揚を図るものとする。

訓練にあたっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にし、それに応じて地震の規模や被害想定、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや国・広域から応援を想定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。

さらに、消防団等の関係団体と共に、熊本県総合防災訓練等の各種災害を想定した訓練にも積極的に参加することで、人的防災力の向上を図る。

(2) 訓練計画

町等防災関係機関は、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の協力のもと、開催地の地域特性等に応じた各種の個別訓練及び有機的に連携した総合的な訓練を実施するものとする。訓練の内容は概ね次のとおりとする。

ア 情報収集の伝達	カ 医療救護救出・救助
イ 安否確認・避難所運営	キ 消防
ウ 避難誘導	ク 水防
エ 災害警備	ケ 道路啓開
オ 救出・救助	コ 防疫

2 広域防災訓練

町は、相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

3 複合災害想定訓練

町及び防災関係機関は、様々な複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害

対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

4 町等防災関係機関の個別防災訓練

大規模地震発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務または業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、繰り返し訓練を実施する必要がある。

このため、町をはじめとする防災関係機関は、単独または共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実働訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫するものとする。

- (1) 参集（非常呼集）訓練
- (2) 災害対策本部・現地災害対策本部等設置訓練
- (3) 情報収集伝達（通信）訓練
- (4) 水防訓練
- (5) 消防訓練避難（誘導）訓練（ペット同行避難訓練を含む。）
- (6) 救出・救護訓練
- (7) 輸送訓練
- (8) 安否確認及び避難所運営訓練
- (9) その他必要な訓練

5 住民等の訓練

地震等自然災害発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、町・消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。

6 学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、地震等自然災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練にあたっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

7 訓練の時期・場所等

- (1) 訓練の時期

「平成28年熊本地震発生日」、「防災週間」及び「防災とボランティア週間」や町主催のイベント等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。

(2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。

(3) 訓練の実施・指導等

町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施または行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(4) 訓練の工夫

防災訓練の実施にあたり、町は、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとする。

(5) 訓練実施における要配慮者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

(6) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

第5節 防災業務施設整備計画

本計画は、災害発生の未然防止及び被害の拡大防止のための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備または推進、並びに防災業務施設の被害の予防を図るものである。

また、地震が発生し県内外から広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防をはじめとする、応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、確保を図るものである。

1 防災拠点施設整備計画

町庁舎（出先機関含む）、消防署等は、災害応急対策及び災害復旧対策など災害対策の重要な拠点となるため、大規模災害時においても、その機能を維持されるよう、施設の非構造部材を含めた耐震化を図る。

また、庁舎、通信設備、非常用電源設備等を定期的に点検するとともに、機能の維持・管理を実施し、必要に応じ施設や機能の充実強化を図るものとする。

なお、防災行政無線等通信手段の機能強化及び多重性の確保、井戸等による水の確保、非常用電源設備（自立分散型電源設備）の整備促進及び階上への設置等の浸水対策等の停電対策、電源車等による電源の確保を図るとともに、通信設備の基盤や部品、燃料の備蓄・調達体制並びに大規模地震時には各種システムの運用を確保するため、メーカー等の技術者確保についても検討しておくものとする。

さらに、大規模地震発生後も継続して機能を果たせるよう、情報システム等サーバ機器、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、定期的に確認を行うものとする。

なお、町は、優先的にライフライン等を復旧する必要がある防災拠点について、あらかじめ地域防災計画等に定めるよう努めるものとする。

(1) 町庁舎整備計画

町庁舎（庁舎外施設も含む。）は、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、次のとおり大規模地震発生時の機能の確保を図る。

- ア 耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備を行う。
- イ 災害発生時の迅速かつ確実な指揮命令を可能にするため、危機管理部局との連携が図れるよう災害対策本部室及び本部会議室を設置し、併せて必要な通信システムの整備を図る。
- ウ 災害発生時の被災者の円滑な救出・救助活動等に支障が生じないよう、住民情報等の保管場所や保管媒体を複数確保するなどバックアップ体制を整備する。
- エ 災害用資機材の保管場所、災害時の情報連絡員や警察、消防、自衛隊等応援職員の活用に必要な執務スペース（会議室等）を整備する。

(2) 代替施設整備計画

庁舎外施設は、町庁舎とともに、町が実施する災害応急対策及び復旧対策の拠点並びに町庁舎の代替となる施設であり、大規模地震が発生した場合でも、庁舎の機能を維持できるように、耐震診断に基づく耐震補強、関係設備の整備等を行う。

(3) 基幹避難所等整備計画

避難所は、災害時における被災者保護の拠点であり、その機能及び環境整備に加え、収容人員の確保が喫緊の課題となっている。

現在、町では、民間施設の避難所指定に向けた検討・協議に加え、災害復旧に伴う公共施設を避難所として追加指定を行っている。また、指定避難所の増加に伴う、開設時期等を明確化することに取り組んでおり、次のとおり指定避難所の種別及び開設時期を明確化した。

ア 基幹避難所

町全域において基幹となる避難所であり、町内全域における「高齢者等避難」または「避難指示」発令時において優先的に開設する避難所である。

イ 中核避難所

各地区において中核となる避難所であり、町内全域または各地区における「避難指示」等発令時において、避難者の増加等必要に応じ、基幹避難所の次に開設する避難所である。

ウ 補完避難所

各地区内において、中核避難所を補完する避難所であり、局所的な大規模災害が発生した場合に開設する避難所である。

エ 追加避難所

町内全域において、大規模地震災害が発生し、避難者の増加等必要に応じ、追加し開設する避難所である。

以上のようなことから、「避難指示」等発令時において優先的に開設する避難所である「基幹避難所」として、地理的要件、空調等機能、収容能力等を勘案し、町総合体育館を指定している。

しかし、当該施設が浸水想定区域に位置しているため、町複合施設建設後は、当該施設を基幹避難所として整備する見込みであり、避難所という特殊性から、耐震性及び耐火性の確保に加え、備蓄機能を有するほか、容易に避難できる避難路の整備も重要である。

また、避難形態の変化にあわせ、車中避難が増加することが予想されており、車中避難場所を確保する必要性から、町複合施設等の施設敷地内もしくは隣接地に広場や駐車場の整備を行うことも考慮する。

(4) 消防署施設整備計画

消防署は、災害応急対策の拠点となる施設であり、大規模地震発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

2 防災活動拠点施設

町は、大規模災害発生時における迅速かつ確かな災害応急活動に資するため、以下の防災活動拠点を整備するものとする。

(1) 町内の防災活動拠点

町は、大規模な災害に限らず、相当規模の災害や町区域内の災害など、災害規模に応

じた防災活動拠点（地区防災活動拠点、地域防災活動拠点など）の確保を図るものとする。

(2) 防災活動拠点への設備整備

防災活動拠点となる施設には、非常用電源設備、耐震性貯水槽、防災行政無線、備蓄倉庫、臨時ヘリポート等の設備の整備を図るものとする。

(3) 部隊活動拠点

町は、警察・消防・自衛隊が迅速に活動できるよう、活動拠点となる施設の確保に努めるものとする。

防災活動拠点候補施設一覧

施設名称	所在地	総面積（㎡）
益城町立木山中学校サブグラウンド	益城町寺迫 1090	16,712
益城町陸上競技場	益城町木山 236	フィールド 19,030

第6節 物資・資機材整備・調達計画

被災者の応急救助対策の迅速かつ的確な実施に資するために、災害発生直後に必要となる物資・資機材の整備、調達体制について定める。

町は、大規模災害が発生し、物資や資機材の調達や輸送が平時のように実施できない場合に備え、益城町備蓄計画に基づき、初期の対応に必要な物資や資機材を整備するとともに、調達に必要な体制の整備に努めるものとする。

1 基本方針

- (1) 災害発生から数日間は、小売店等からの生活必需物資の調達や被災地域外からの支援が困難になる可能性があることから、それぞれにおいて必要となる物資の備蓄を行うとともに、調達先や輸送手段の把握・確保など必要な対策を講じるものとする。
- (2) 町は、住民・事業者が、平時から最低3日間（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発するものとする。
- (3) 町は、住民の備蓄を補完するため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。
- (4) 町は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認及び整備を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるものとする。
- (5) 町は、物資の調達供給体制の確保のため、あらかじめ、他自治体・民間事業者との協定の締結や輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、協定の締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- (6) 町は、あらかじめ、他自治体、民間事業者との協定を締結する等により、物資の調達体制の確立に努めるものとする。
- (7) 町、その他防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。
また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他県、他市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確立に努めるものとする。
- (8) 災害が発生するおそれがある場合には、災害の危険性の予測を発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

2 食料・生活必需品に関する供給方針

(1) 供給方針

町は、大規模災害発生時に食料・生活必需品の供給を確保するため、現在の備蓄のほか、流通備蓄（小売業者等との供給協定の締結）等を活用するなど調達先の多重化を行い、食料（アレルギー対応食品、介護食品等を含む）・生活必需品の確保に努めるものとする。

町は、流通備蓄などの物資の備蓄、多様な調達先の確保等について、県等に必要な助言、指導を求めながら努めるものとする。

(2) 供給体制の確認

流通備蓄については、救援要請から物資の供給までの時間短縮を図るため、災害が大規模かつ広範囲にわたり、必要な情報の収集が困難な場合を想定し、町は、物資調達協定内容の点検や供給までのシミュレーションの実施などに努めるものとする。

(3) 物資調達方法

町は、民間小売事業者等から物資の調達を行うこととなった場合に備え、協定の相手方との定期的な協議や検証を行うなど、当該民間小売事業者等との連携の強化を図るものとする。

(4) 応急給水

町（水道事業者）は、大規模災害による上水道の断水に備えて、断水世帯に対する、給水体制を整備することとする。

(5) 飲料水以外の生活用水の確保

町及び関係機関は、上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

(6) 食料の調達

食料の調達は、以下によることとするが、各対策部において緊密に連携してこれにあたるものとする。

ア 米穀の調達

町内の米穀販売店または上益城農業協同組合等米穀卸売業者から購入し、町学校給食センターに備蓄するものとする。

イ その他の食品

災害時に供給できる小売業者から購入する。

なお、平時から小売業者と応援協定を締結するなど、大規模災害に備えるものとする。

3 災害用装備資機材の整備充実

(1) 資機材の整備充実

防災関係機関は、各機関において所掌する災害応急対策の効果的实施のため、必要に応じ次の災害用資機材の整備充実を努めるものとする。

ア 救出救助用資機材

イ 照明用資機材

ウ 災害対策用特殊車両

エ 交通対策用資機材

オ 情報収集用資機材（無人航空機等）

カ その他後方支援用等必要な資機材

(2) 資機材の調達

防災関係機関は、災害時に必要な資機材等を円滑に調達するため、協定を締結するなど、平時から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の保持に努めるものとする。

する。

(3) 防災関係機関や民間事業者との連携

町は、燃料、発電機、建設機械などの応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

4 燃料備蓄

町及び関係機関は、支援物資供給、救急医療、道路等ライフラインの復旧等に必要な燃料（ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス等）について、備蓄に取り組むものとする。

また、備蓄燃料が不足する事態に備えて、燃料小売販売業者と燃料供給に関する協定等を締結するとともに訓練等により連携し、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。

5 災害復旧用木材の供給

森林管理署長は、災害時において、町から災害復旧用材の供給、被災地における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、木材関係団体等への要請に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。

6 物資の管理・輸送等

町は、救援物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を複数選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、あらかじめ協定を締結した物流事業者等、消防団、自治会、自主防災組織と連携するなど体制整備に努めるものとする。

また、町は、物資の供給に関するマニュアルの作成、国が構築する物資の調達や輸送に関するシステム等に関する研修などを行い、効率的にニーズの把握や物資の輸送を図るものとする。

第7節 水害・土砂災害予防計画

本町の河川は、阿蘇外輪山に源を発しているため、豪雨の際は火山灰と土砂の流失が甚だしく、流域の民家、耕地、公共施設の被害が甚大となるおそれがあるため、必要箇所の改修補強を関係官庁に要望するとともに、町においても災害防止を強力に推進する。

1 災害危険箇所等の把握

災害危険箇所の把握については、次の点に留意のうえ行うものとする。

- (1) 近年の急激な土地利用形態の変化に伴い、以前から人の居住しなかった地域が住宅地になる等により危険箇所となっていることもあり、もれのないように常に現状把握を行うものとする。なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。
- (2) 防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても異常な自然現象や当該施設が破損すれば、甚大な被害が発生するおそれのある箇所については、当該箇所の状況を把握しておくものとする。
- (3) 町は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、町は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

2 道路対策

本町の山間地域における道路は、年次計画により改修し、崩土、がけ崩れ等のおそれがある道路は、危険箇所に防災工事を施し整備を図る。

特に、緊急輸送道路等については、大規模災害時においても、その機能を相互に補完できるように多重性（リダンダンシー）の確保に努める。

3 治水対策

水防法に基づく浸水想定区域の指定があったときは、益城町防災会議は、益城町地域防災計画において次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- ・ 洪水予報等の伝達方法
- ・ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ・ 浸水想定区域内に地下街等または主として高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者が利用する施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合にあつては、これらの名称及び所在地

なお、益城町防災会議は、上記施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

4 内水氾濫対策

本町でも、近年の気候変動による集中豪雨の多発や都市化の進展による雨水流出量の増大等に加え、平成28年熊本地震の影響により地盤沈下が認められた地域については、内水氾濫の被害リスクが大きくなっていることから、浸水被害軽減に向けて排水路や雨水貯留施設、排水ポンプ場の整備を進めるものとする。

5 汚水処理施設対策

下水道や集落排水施設の機能がマヒすると住民生活に与える影響は極めて大きいため、汚水処理場やポンプ場、管渠について浸水に対して必要な対策を講じるものとする。

6 盛土関係

(1) 盛土による災害の防止のための取組み

町は、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を関係機関と連携して行う。

また、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を行う。

(2) 是正指導

町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

7 住民の早期避難対策

町は、県、国及び関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するようハザードマップ（最大規模の洪水（L2）に対応したもの）、防災マップ、タイムラインや風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に提供し、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を行うものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい地域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

町は、ハザードマップ等の配布または回覧、リアルハザードマップの設置など、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

参考資料1 重要水防箇所

(1)河川の部

番号	河川名	位置	危険状況	水防工法	ランク
1	木山川 (左右岸)	田原から嘉島町井寺まで (右岸 7,700m) (左岸 8,000m)	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工 月の輪工	B
2	赤井川 (左右岸)	内寺から木山川合流点付 近まで (右岸 1,700m) (左岸 1,800m)	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工 木流し工	B
3	岩戸川 (左右岸)	砥川字前畑地内 (約 1,500m)	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工 木流し工	A
4	妙見川 (左右岸)	熊本・高森線より上流 (約 200m)	溢流のおそれがある	積み土のう工 木流し工	
5	迫川 (左右岸)	寺迫線(旧県道熊本高森 線)より秋津川合流点付 近まで (約 500m)	溢流または決壊の おそれがある	積み土のう工 木流し工	
6	小谷川 (左右岸)	大字田原字水洗旧県道無 名橋から上流 (約 200m)	河川断面狭小のため 溢流または決壊 のおそれがある(一 部改良済)	積み土のう工	
7	秋津川 (左右岸)	安永橋より熊本市境まで (右岸 3,400m) (左岸 3,000m)	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工 筵張工	A
8	鉄砂川 (左右岸)	馬水迫橋より秋津川合流 点付近まで (約 800m)	洗掘	積み土のう工	
9	木山川 (左右岸)	益城町小谷～ (800m)	堤防高不足	積み土のう工	B

(2) ため池の部

番号	名称等	位置	状況
1	平田堤	大字平田字堤	下流に集落があるので満水時には放水路の警戒が必要である。
2	三竹堤	大字下陳字三竹	〃
3	小池の堤	大字小池字丸林	〃
4	椎の木迫の堤	大字小池字椎の木迫	〃
5	三王免ため池	大字小池字三王免	〃
6	新屋敷第2堤	大字小池字烏帽子岳	〃
7	新屋敷第1堤	大字小池字大人足	〃
8	葉山の堤	大字砥川字葉山	〃
9	宮園の堤	大字砥川字宮園	〃
10	舟井川第2堤	大字砥川字舟井川	〃
11	舟井川第1堤	〃	〃
12	城の尾堤	大字砥川字城の尾	〃
13	亀ノ子堤	大字福原字東烏山	〃
14	平田中堤	大字平田字鋤迫	〃
15	素麺滝	大字赤井字御登	〃

(3) 道路の部

番号	路線名	位置	延長	状況
1	小池竜田線	東無田	800m	路面冠水
2	益城菊陽線	惣領	1,000m	〃
3	熊本益城大津線	広崎	200m	〃
4	益城菊陽線 広崎惣領線	惣領	100m	〃
5	益城菊陽線	砥川	100m	〃

参考資料2. 急傾斜地崩壊危険箇所

出典：熊本県「急傾斜地崩壊危険箇所一覧表」

番号	箇所名	所在地	地形			斜面区分		急傾斜崩壊危険区域の指定
			傾斜度	延長	高さ	区分	斜面	
1	寺迫	寺迫字上田平	35	200	10	I	自然	H30. 1. 26
2	下寺中	寺迫字下寺中	30	250	20	I	自然	
3	馬出	寺中字馬出	30	180	15	I	自然	
4	田原	田原字後迫	40	190	25	I	自然	
5	陳内	小谷字陳内	30	310	20	I	自然	
6	杉堂	杉堂字日向	35	400	30	I	自然	S61. 6. 3
7	荒瀬	杉堂字荒瀬	30	300	50	I	自然	
8	杉堂 (2)	杉堂字後迫	30	270	60	I	自然	
9	荒瀬	杉堂字荒瀬	40	40	55	I	自然	
10	堂園	上陳字辻	30	220	10	I	自然	S58. 10. 20
11	三竹	下陳字三竹	30	200	40	I	自然	
12	平田上	平田字平田上	30	80	20	I	自然	
13	川内田	福原字川内田	35	300	20	I	自然	S51. 5. 1
14	袴野	福原字袴野	30	100	30	I	自然	
15	袴野	福原字袴野	30	160	15	I	自然	
16	袴野	福原字袴野	40	220	10	I	自然	
17	内寺	福原字内寺	30	100	15	I	自然	
18	内寺	福原字内寺	35	120	20	I	自然	
19	南	福原字南	40	100	15	I	自然	
20	中尾	赤井字中尾	30	40	20	I	自然	
21	五楽	赤井字五楽	30	200	50	I	自然	
22	上砥川	砥川字中原	35	150	10	I	自然	H11. 3. 31
23	湯の上	赤井字湯の上	30	220	40	I	自然	
24	安永	安永字宮の本	65	180	5	I	自然	
25	小谷	小谷	40	80	45	II	人工	
26	黒石崎	平田字黒石崎	45	230	10	II	自然	
27	下寺中	寺迫字下寺中	35	120	15	II	自然	
28	馬出	寺中字馬出	30	160	15	II	自然	

番号	箇所名	所在地	地形			斜面区分		急傾斜崩壊危険区域の指定
			傾斜度	延長	高さ	区分	斜面	
29	馬出	寺中字馬出	30	40	20	Ⅱ	自然	
30	前田	田原字前田	30	90	20	Ⅱ	自然	
31	陳内	小谷字陳内	30	50	15	Ⅱ	自然	
32	荒瀬	杉堂字荒瀬	35	80	30	Ⅱ	自然	
33	堂園	上陳字堂園	25	120	15	Ⅱ	自然	
34	麓	上陳字麓	30	120	30	Ⅱ	自然	
35	麓	上陳字麓	35	30	15	Ⅱ	自然	
36	麓	上陳字麓	30	80	25	Ⅱ	自然	
37	三竹	下陳字三竹	35	160	30	Ⅱ	自然	
38	平田下	平田字平田下	35	80	20	Ⅱ	自然	
39	柳水	福原字柳水	35	40	20	Ⅱ	自然	
40	柳水	福原字柳水	35	30	25	Ⅱ	自然	
41	柳水	福原字柳水	25	70	20	Ⅱ	自然	
42	川内田	福原字川内田	30	30	25	Ⅱ	自然	
43	川内田	福原字川内田	30	40	40	Ⅱ	自然	
44	雪野	福原字雪野	40	40	35	Ⅱ	自然	
45	西川内田	福原字西川内田	30	40	15	Ⅱ	自然	
46	西川内田	福原字西川内田	45	40	40	Ⅱ	自然	
47	西川内田	福原字西川内田	35	40	20	Ⅱ	自然	
48	内寺	福原字内寺	45	20	20	Ⅱ	自然	
49	内寺	福原字内寺	40	90	8	Ⅱ	自然	
50	内寺	福原字内寺	30	90	20	Ⅱ	自然	
51	内寺	福原字内寺	50	40	70	Ⅱ	自然	
52	谷川	福原字谷川	35	50	30	Ⅱ	自然	
53	北鳥山	福原字南	40	200	20	Ⅱ	自然	
54	中砥川	砥川字中砥川	30	40	15	Ⅱ	自然	
55	下鶴	砥川字下鶴	30	40	35	Ⅱ	自然	
56	飯田	小池字飯田	35	20	25	Ⅱ	自然	
57	湯の上	赤井字湯の上	30	70	40	Ⅱ	自然	
58	谷川	福原字谷川	40	60	10	Ⅱ	自然	
59	北向	福原字北向	30	150	40	Ⅱ	自然	S50. 1. 30

番号	箇所名	所在地	地形			斜面区分		急傾斜崩壊危険区域の指定
			傾斜度	延長	高さ	区分	斜面	
60	荒瀬	杉堂字荒瀬	35	60	40	Ⅲ	自然	
61	荒瀬	杉堂字荒瀬	35	420	50	Ⅲ	自然	
62	荒瀬	杉堂字荒瀬	50	320	40	Ⅲ	自然	
63	麓	上陳字麓	45	90	60	Ⅲ	自然	
64	献久保	田原字献久保	30	180	16	Ⅲ	自然	
65	柿迫	下陳字柿迫	35	100	24	Ⅲ	自然	
66	柿迫	下陳字柿迫	45	180	20	Ⅲ	自然	
67	柿迫	下陳字柿迫	45	160	20	Ⅲ	自然	
68	袴野	福原字袴野	45	120	10	Ⅲ	自然	
69	袴野	福原字袴野	45	140	10	Ⅲ	自然	
70	袴野	福原字袴野	40	100	22	Ⅲ	自然	
71	袴野	福原字袴野	25	180	40	Ⅲ	自然	
72	西川内田	福原字西川内田	45	260	20	Ⅲ	自然	
73	川内田	福原字川内田	50	460	46	Ⅲ	自然	
74	内寺	福原字内寺	35	710	40	Ⅲ	自然	
75	内寺	福原字内寺	25	340	20	Ⅲ	自然	
76	内寺	福原字内寺	55	100	20	Ⅲ	自然	
77	南	福原字南	15	200	30	Ⅲ	自然	
78	上砥川	砥川字上砥川	45	60	10	Ⅲ	自然	
79	上砥川	砥川字上砥川	45	50	10	Ⅲ	自然	
80	下鶴	砥川字下鶴	45	160	10	Ⅲ	自然	
81	飯田	小池字飯田	25	100	20	Ⅲ	自然	
82	飯田	小池字飯田	35	100	40	Ⅲ	自然	
83	寺迫 1	寺迫字城ノ本 寺迫字竹ノ下	30~60				人工	H29. 12. 5
84	寺迫 2	寺迫字灰塚ノ前	60				人工	H29. 12. 5

参考資料3 地すべり危険箇所

出典：熊本県「地すべり危険箇所一覧表」

番号	区域名	所在地	面積 (ha)	指定	指定区域面積 (ha)
1	袴野	益城町大字福原	54.1	○	31.60
2	内寺	益城町大字福原	16.3		
3	川内田	益城町大字福原字川内田	11.18	○	11.18

参考資料4 道路危険箇所

番号	路線名	位置	状況
1	県道 熊本高森線	大字寺迫字上田平 200m	がけ崩れにより土砂が流出し道路を遮断するおそれがある。
2	〃	杉堂地内 500m	山間部の屈曲河川に沿った山腹沿いの片切工のため、山側からの崩落石や路肩崩壊により道路を遮断するおそれがある。
3	県道 益城矢部線	福原字鳥山から御船町境まで 1,000m	山間部を迂回しながら通過する片切及び堀切工のため洪水期には山水で至るところ崖くずれをおこし、道路を遮断するおそれがある。
4	町道 袴野福原線	内寺から袴野まで 5,500m	落石、崩土または、路肩崩壊により道路を遮断するおそれがある。
5	町道 南木崎線	木崎から中尾まで 550m	落石、崩土または、路肩崩壊により道路を遮断するおそれがある。
6	町道 川内田平田線	平田字下津留から福原字龍貝 (柳水三差路) まで	落石、崩土により道路を遮断するおそれがある。
7	町道 七滝下砥川線	砥川字立神三叉路から射撃場方向に 100m	落石、崩土により道路を遮断するおそれがある。

参考資料5 土石流危険渓流

出典：熊本県「土石流危険渓流一覧表」

河川名			溪流 所在地	溪流概況		
水系名	河川名	溪流名		溪流長 (km)	流域面積 (k m ²)	河幅 (m)
緑川	金山川	金山川	下陳	0.43	0.44	0.5
〃	木山川	杉谷川	平田上	0.28	0.07	0.5
〃	木山川	津留川	平田中	0.24	0.10	1.5
〃	木山川	下津留川	平田下	0.15	0.06	1.5
〃	木山川	境川	平田下	0.21	0.07	1.0
〃	畑中川	柿迫谷	柿迫	4.39	1.42	2.5
〃	赤井川	川内田谷	川内田	0.13	0.03	1.5
〃	赤井川	袴野川	袴野	0.32	0.07	2.5
〃	赤井川	横迫川	内寺	2.18	0.89	1.0
〃	木山川	平川	赤井	0.29	0.19	0.5
〃	岩戸川	五楽谷	五楽	1.00	0.23	1.2
〃	岩戸川	岩戸川	砥川	0.52	0.11	1.0
〃	木山川	後迫川	田原	0.10	0.03	0.5
〃	木山川	田原谷	田原	0.11	0.03	0.5
〃	木山川	古田川	上陳・下陳	0.29	0.08	1.5
〃	赤井川	無名川	川内田	0.20	0.05	2.5
〃	赤井川	内寺川	内寺	5.57	0.13	1.0
〃	下砥川	飯田第3谷	飯田	0.09	0.02	1.5
〃	天水川	飯田第1谷	飯田	0.79	0.48	2.5
〃	天水川	飯田第2谷	飯田	0.36	0.09	2.5
〃	赤井川	福原谷	福原	0.17	0.18	0.0

第8節 火災予防計画

火災を未然に防止するため、住民に対し自主予防の徹底を期することはもとより、消防力の強化を推進するなど、火災の予防徹底を図るものとする。

1 火災予防思想の普及徹底

国民生活の向上に伴い、建築物の多様化等によって火災が複雑化している。火災を未然に防止し被害の拡大を防ぐためには、火災予防対策を強力に推進する必要がある。

特に全国一斉に行われる春秋2回の火災予防運動には、町としても防災行政無線、広報ましき、文書等をもって火災予防の普及及び周知徹底を図るとともに益城西原消防署、消防団による町内巡回、防火診断に努め、火災予防の確立に万全を期するほか、次の計画による行事を実施する。

期間		行事内容
予 防 運 動 秋 の 火 災	11月9日 ～ 11月15日	1 火災予防運動パレード 2 非常呼集訓練 3 防災行政無線、広報紙、文書による広報 4 町内巡回広報 5 防火診断
予 防 運 動 春 の 火 災	3月1日 ～ 3月7日	1 防災行政無線、広報紙、文書による広報 2 町内巡回広報 3 防火診断

2 消防力の充実強化

(1) 近代的な建築に対処するため、機動力、消火能力の高い機械器具、防火水槽、消火栓の施設等の整備を推進する。また消防団においては訓練の徹底により、人的消防力の充実を図る。

(2) 本町消防力の現状

(令和5年4月1日現在)

町人口・世帯数	消防団			現有ポンプ台数
	分団数	班数	団員数	小型ポンプ付積載車
33,786人				
14,231世帯	5	33	定数550 現団員数496	33

(令和5年4月1日現在)

地区名	分団名等	班数	団員数	小型ポンプ付積載車	備考
—	団本部	—	4	—	
飯野	第一分団	7	143	7	
広安	第二分団	7	106	7	
木山	第三分団	4	32	4	
福田	第四分団	5	52	5	
津森	第五分団	9	131	9	
全地区	役場機動班	1	28	1	
合計		33	496	33	

(3) 益城西原消防署消防車両

(令和5年4月1日現在)

	車両種別	登録番号	年式	車種	型式	排気量 (cc)	重量 (kg)	備考
総務	予防車	熊本 400 と 5965	H28	トヨタ	CBF- TRH200V	1,990	3,065	
	庁用車	熊本 500 ち 1144	H12	トヨタ	GF- GS151	1,980	1,685	
警防部門	司令車	熊本 800 せ 93	H28	日産	DBA- NT32	1,990	1,825	
	高規格救急車	熊本 800 せ 3505	R2	トヨタ	CBF- TRH226S	2,690	3,195	緊急防災減災事業債活用
	高規格救急車	熊本 800 す 9277	H27	トヨタ	CBF- TRH226S	2,690	3,255	緊急消防援助隊設備整備費補助金及び県広域消防体制強化支援交付金助成
	水槽付ポンプ車	熊本 800 は 2471	R3	日野	2KG- GD2ABA	5,120	10,080	空港振興・環境整備支援機構助成、緊急防災減災事業債活用
	ポンプ車	熊本 831 ち 119	H25	日野	TKG- XZU685M	4,000	6,355	
	救助工作車	熊本 800 は 2334	R2	日野	2KG- GX2ABA	5,120	11,625	
	燃料補給車	熊本 800 せ 1357	H29	三菱	TPG- FDA20	2,990	4,055	

(4) 消防水利状況

ア 消火栓（令和5年4月1日現在）

消火栓は各配水管の上水道に設けられたもので、次のとおりである。

(ア)設置数 660基（φ40、φ50のもの4基も含む）

(イ)管径内訳 150mm以上（または150mmと見なすもの）

144基

75～150mm

516基（φ40、φ50のもの4基も含む）

イ 防火水槽（令和5年4月1日現在）

容量 種別	40 t 以上	20 t～40 t 未満		20 t 以下	計
		補水付	補水無		
公設	137	52	67	40	296
私設	38	7	3		48
計	175	59	70	40	344

(5) 参考（危険物貯蔵所等事業所数 本署管内 34事業所、西原署管内22事業所）

益城西原消防署管内の危険物貯蔵所等の数量別現況表

施設 区別 署別	合計	製造 所	貯蔵所								取扱所							
			小計	屋内 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	屋内 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	簡易 タンク 貯蔵所	移動 タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所	給油取扱所					販売 取扱所	一般 取扱所	
											営業 用給油 取扱所	自家 用給油 取扱所	鉄道 給油取 扱所	船舶 給油取 扱所	航空 機給油 取扱所			
益城 西原 署	本署	84	51	11	5	1	15		17	2	33	7	12			2		12
	西原	40	1	23	9	1		10		2	1	16	4	5				7
	計	124	1	71	20	6	1	25	0	19	3	47	11	17	0	0	2	0

第9節 危険物等災害予防計画

危険物施設等は、取り扱う物質の性質上、大規模地震発生時において、火災が発生した場合には、燃焼の速さ等から周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大な被害が生じるおそれがある。

地震に伴う危険物等による人命、建築物等の災害を予防するため、施設の整備その他の対策を講じる必要がある。

1 危険物に係る予防対策

町及び消防機関は、消防法及び関係法令に基づき、次のとおり危険物施設の所有者、管理者等への指導を行うものとする。消防機関にあつては、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における防災対策を指導するものとする。

また、危険物施設の所有者、管理者は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

- (1) 施設の耐震化の推進
- (2) 地震等自然災害に関する防災教育、防災訓練の実施
- (3) 自主防災体制の確立
- (4) 防災資機材の整備

第10節 建築物等災害予防計画

地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するために、建築物の耐震改修の促進のための措置を講じるなど、建築物の地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

町は、熊本県公共施設整備ガイドライン及び町で整備した基準等に基づき、町有施設の耐震化や天井材等の非構造部材の脱落防止対策に取り組むものとする。

特に、町の防災拠点施設や避難施設（学校含む）については、地震発生後の円滑な救出・救助活動等に資するため、数値目標を設定するなどして当施設の計画的、着実な耐震化に取り組むものとする。

1 耐震化に向けた環境整備

町では、「熊本県建築物耐震改修促進計画（平成29年3月作成）」に基づき、国の地域防災対策や法令による耐震化の促進のための的確な施策の実施を行うとともに、住宅・建築物の所有者及び管理者が、耐震診断や耐震改修に取り組みやすい環境整備の構築に向けて、以下の施策に取り組むものとする。

町は、被災者等の救助活動に資するため、避難施設（学校含む）、医療施設、社会福祉施設等の所有者等に対し、耐震化の促進に向けた指導・助言等を強化するものとする。

※ 公共建築物等の耐震化については、第11節公共施設等災害予防計画による。

- (1) 町が所有する公共建築物の耐震化
- (2) 個人住宅やマンション等の耐震化による人的被害及び経済的被害の軽減
- (3) 耐震に関する情報の効果的な発信と知識の普及・啓発、技術者の育成支援
- (4) 耐震診断及び耐震改修の指導・助言等
- (5) 町が作成する耐震改修促進計画への支援及び情報の提供
- (6) 相談窓口の開設

2 一般建築物等の災害予防に関する啓発等

- (1) 防災知識の普及

町は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等の普及活動を行う。

- (2) 落下物による危険防止

町は、建築物の屋根ふき材、外装材、つり天井、窓ガラス、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

- (3) ブロック塀等の倒壊防止

町は、ブロック塀、広告板その他の工作物または自動販売機等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

- (4) 家具等の転倒防止対策

町は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒または棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報紙やパンフレットなどにより、住民に対して家具等の転倒防止の普及啓発を行う。

3 宅地の災害予防対策

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第11節 公共施設等災害予防計画

生活に密着した公共施設等が被災した場合、住民の生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、施設の耐震化及び機能強化等を図る。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、町、県、関係機関における共有を図るものとする。

さらに、これらの施設は、災害時において災害対応の拠点等となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図る。

1 道路・橋梁

道路及び橋梁は、震災時に、避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施するうえで重要な機能を有している。

そのため、日頃から危険箇所の点検調査とこれに基づく補強工事等を行い、耐震化に努めるものとする。

また、防災拠点間の道路網となる重要な役割をもつ緊急輸送道路の整備等に併せ、道路施設等の補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

(1) 道路

法面の崩壊・落石、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、落石対策や砂防関係事業などの補強対策を実施するとともに、幹線道路の整備を促進し、道路網の多重化（リダンダンシー）を図り、救援・消防活動にも有効な道路の整備を図るものとする。

特に、緊急輸送道路等については、災害に強い舗装の整備や道路に存する電線類について可能な限り地中化に努めるとともに、必要な耐震対策や適正な維持管理・更新を行う。

(2) 橋梁

震災時における避難、救援、救護、復旧活動に支障のないよう、緊急輸送道路等防災上重要な位置づけにある老朽橋、耐久性・耐震性の不足している橋梁及び交通のあい路となっている橋梁について、道路橋示方書（耐震基準）に基づき、架替・耐震補強等の整備・促進を図るものとする。

地下水位の高さや土質等の関連から、地震時に液状化のおそれがあると判定される軟弱地盤上に建設された橋梁については、その下部工や基礎工の補強を図る。

(3) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備計画

道路交通の確保は、災害発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、応急対策活動を実施する上で重要であり、発災直後から生じる緊急輸送を円滑かつ確実に実施するためには、道路の耐震性及び道路沿い建築物の耐震化を確保することが必要である。このため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、併せて地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五カ年計画を策定し、計画的な道路の整備を図るものとする。

また、緊急輸送道路ネットワーク計画については、社会情勢その他の変化に応じ、適宜見直しを行うものとする。

2 河川、砂防、空港

(1) 河川

河川においては、二次災害の可能性の有無により、堤防及び構造物について耐震計画を次のとおり作成することとする。

ア 堤防

二次災害が想定される区間については、河川改修においても、耐震対策の必要性を検討し施設を設置するものとする。また、被災が想定される区間については、想定される被害の程度、改修の状況等を総合的に判断し、順次対策を実施することとする。

イ その他の施設

今後補強あるいは改築・新設を行う際、新耐震基準に基づき実施設計を行い、被害を軽減できる構造にするものとする。

(2) 砂防

砂防えん堤においては、えん堤規模が大きいもの及び二次災害が想定されるものについて、耐震対策の必要性を検討して施設を設置するものとする。

(3) 空港

災害発生時の救急・救命活動等の拠点機能及び緊急物資・人員等の輸送受け入れなど、災害復旧支援機能を果たしていくための整備を図るものとする。

3 下水道

下水道は、し尿・家庭雑排水を処理浄化することにより生活環境を改善し、また河川等の公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水の排除による浸水の防除や資源の有効利用をするなどその役割は多方面にわたっている。大規模地震時にその機能がマヒした場合、住民生活に与える影響は極めて大きいため、下水道管理者は発災に備えて、終末処理場や内水排除施設等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用発電装置の準備やその他所要の被災防止措置など、災害に対して必要な対策を講じるものとする。

(1) 対象施設

ア 管渠

軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化のおそれのある地盤等において、当該管渠の重要度や地盤条件等を勘案したうえ、耐震性の向上を図るものとする。また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路施設の浮き上がり防止対策等の措置を講じるものとする。

イ 処理場、ポンプ場

既存施設については、平成28年熊本地震相当の大規模地震に対する安全性の照査診断を行い、地震の影響を抑止または軽減する対策を講じるものとする。また、豪雨時において、浸水により施設が機能停止に陥ることのないよう防水壁の設置や防水扉の設置等、耐水対策を進める。

(2) システムとしての対策

すべての施設について短期間に必要な耐震性を確保することは困難なため、計画面での配慮が必要となる。施設が損傷した場合にも最低限の処理が行えるよう応急対策を加味した施設計画とするものとする。

施設が損傷した場合に機能を代替できるよう、下水道管理用の通信網の整備について検討することとする。

(3) 既存施設の耐震診断と補強

既存施設については、優先度を考慮して耐震診断を行い、適切な補強を行うものとする。

(4) 災害時における体制整備

災害時における下水道機能の維持及び被災施設の速やかな被害状況の把握及び機能の復旧のため、下水道業務継続計画（下水道BCP）に基づき、災害時に必要な人員や資機材の支援を受けるための体制の整備を図る。

4 公営企業関係施設

公営企業関係施設の防災については、関係法令等に基づき、施設の維持管理、改良を行うとともに、計画的に巡視点検を実施するものとする。

5 社会福祉施設

町は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設における耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 社会福祉施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 社会福祉施設の職員及び利用者に対し、避難訓練等を実施すること。
- (5) 社会福祉施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (6) 施設における事業継続計画（BCP）の作成を推進すること。

6 医療施設

町は、医療施設の安全性を確保するため、管理者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。
- (2) 施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び患者に対し、避難訓練等を実施すること。
- (5) 施設の職員及び患者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (6) 施設における事業継続計画（BCP）の作成を推進すること。

7 交通安全施設の防災機能の強化

緊急交通路として確保すべき道路を重点に、交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、耐震対策及び復旧対策等防災機能の強化を図るよう県に対し要請する。

8 学校施設

町は、町立の小・中学校について大規模地震発生時における児童生徒等及び教職員の安全を図るため、次に掲げる対策を講じるものとする。

(1) 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し、耐震診断基準に達していない場合は、耐震改修または改築を実施するものとする。

また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検のうえ落下防止等の対策を講じるものとする。

(2) 設備、備品等の安全管理

コンピューターをはじめとして、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、児童生徒等及び教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認するものとする。

9 ライフライン機能確保

町は、災害の予防や大規模災害発生時のライフラインの迅速な復旧のため、ライフライン関係機関との間で平時から情報交換を行うなど、相互に協力できる連携体制を構築するものとする。

また、県、町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

10 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物または施設について、災害に備えて安全確保上実施すべき措置をあらかじめ定めておくものとする。なお、災害のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

11 災害応急対策の担い手の育成

町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第12節 給水確保計画

水道施設の被災により水源が断水、汚染または枯渇し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

1 実施機関

飲料水供給の実施は、町が行うものとする。町は災害対策本部の中に給水対策部門を設け、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施することとする。

2 給水方法

(1) 水道水の運搬給水

応急給水を行う者は、浄水処理後の水を提供可能な水道施設から給水車等（加圧ポンプ付給水車車載式給水タンク）を用いて運搬し、残留塩素濃度を確認するなど水質維持に十分注意し給水を実施するものとする。この場合の給水量は、1人1日あたり最小3リットルを目標とするが、被災状況や復旧状況等に応じて適宜増加する。

(2) 浄水セットによる給水

水道施設のない場所で飲料水生産・給水支援を行う場合は第3章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」により自衛隊に依頼して湖沼水、河川水等をろ過し、残留塩素濃度を確認のうえ給水を行うものとする。

(3) 運搬給水の留意事項

運搬給水にあたっては、救急病院や透析患者を収容した病院などへの医療用水、救護所等への給水を最優先で行うこととする。

3 給水への広報

応急給水を行う者は、給水拠点への給水時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページやパブリシティによる適時、的確な情報提供を行うものとする。

4 飲料水以外の生活用水の確保

町は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者とあらかじめ貯水するよう協議しておく。

5 復旧支援要請

(1) 被災水道事業者は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとする。

(2) 被災水道事業者は、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。

第13節 通信計画

この計画は、地震・災害等に関する情報の収集及び伝達、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速確実に実施するため、現有通信施設を活用するとともに、その機能の確保と整備を図り通信体制の強化を期するため定めるものである。

1 使用通信施設

- (1) 益城町防災行政無線
- (2) 熊本県防災行政無線
- (3) 熊本県防災情報ネットワークシステム
- (4) 加入電話
- (5) 消防無線（熊本市消防局益城西原消防署）
- (6) 警察無線

2 無線及び有線通信の使用

災害対策本部が運用する無線及び有線通信の通信計画は、本計画の定めるところによる。ただし、前記1の使用通信施設のうち、(2)・(3)・(5)・(6)の防災関係各機関が設置する無線局の運用統制については、各機関の防災計画等の定めるところによるものとする。

(1) 益城町防災行政無線

益城町防災行政無線は、役場を親局とし、町内各地に設置された屋外拡声子局及び各災害対策関係者等に設置した戸別受信機から、住民に対する防災情報の伝達を行うものとする。

益城町防災行政無線各局の構成は巻末資料8のとおりである。

(2) 加入電話の利用

災害対策本部及び各対策班への連絡及び報告は、益城町防災行政無線のほか、それぞれの災害対策関係機関等の加入電話により通信連絡を行うものとする。

「熊本県防災情報ネットワークシステム」は県防災行政無線の代替システムとして、県情報ギガハイウェイを利用した防災情報ネットワークを県庁、地域振興局、市町村、消防本部及び防災関係機関等との間で構築し、平成21年度から運用を開始し、情報通信の万全を図っている。

(2) 移動通信系の活用

町は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全LTE（PS-LTE）、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備に努める。

3 通信機能の確保

有線通信の機能を喪失した場合は、直ちに西日本電信電話株式会社熊本支店の協力を得て修復を図るものとする。

また、無線機については、常に良好な状態が確保されるよう留意し、その機能の維持に努めるものとする。

第14節 電力施設災害予防計画

各地に発電所が設置されているため、送電線、変電所も散在し、また配電線も溪谷、山野をぬって布設されている。しかし、地形的、気象的特殊条件から電力施設は災害を受けやすい状態にある。本町においても九州電力送配電株式会社熊本支社配電部熊本東配電事業所と緊密な連絡をとり、対策に万全を期するものとする。

第15節 都市ガス施設災害予防計画

1 ガス施設耐震計画

本町においては、都市ガスを使用している地区が一部存在しているが、ほとんどの家庭ではプロパンガスを使用しており、平成28年の熊本地震発生の際には自動的に供給が停止した。安全センサーを解除することですぐに復旧できた家屋もあるが、損傷が激しかった家屋についてはガス漏れの危険性等から、復旧が遅れた事例もある。万一ガスが流出した場合には、二次災害の防止及び被害の拡大防止が要求されるので、以下のような対策を講じる。

(1) ガス製造、供給施設の耐震性の確保

ガス製造、供給施設は、そのほとんどが耐震設計されているが、過去の災害例を参考として、さらに各施設の耐震化を図る。停電時でも機能が損なわれないよう保安電力の確保を図るものとする。

(2) ガス管路の対策

ガス管路のうち中圧管などの主要管路については耐震性が考慮されているが、既設管の一部の低圧管（白ガス管等）については耐震性の低いガス管が使用されており、これらについては工事等の機会をとらえて、ネジ接合鋼管を耐震性の高いポリエチレン管等へ順次敷設替えを行うものとする。

(3) 供給系統の対策

ガス導管網をブロック化し、二次災害防止のためのガス供給停止をブロック単位で行うことによって、供給停止が全体に拡大しないよう対策を講じるものとする。

(4) 需要家ガス設備の対策

ガス配管は、建設設備の1つとして建物と同等以上の耐震性が要求される。一般にガス配管は、建物の躯体等に支持材を使用して固定することから、耐震性を向上するには、ガス配管の支持固定が重要な要素となる。

また、一般家庭の場合、震度5相当（200ガル）以上を感知するとガスを遮断する機能をもったマイコンメーターを設置している。

(5) 緊急用資機材、人員の確保

災害時に備え緊急用資機材を確保しておくとともに、これらの資機材が不足する場合は考慮して、平常時から外部団体及び民間機関等に対し、あらかじめ非常時の資機材の補給に関する依頼をしておくものとする。

また、復旧要員についても、社員及び関連会社社員に周知徹底をするとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況連絡票や需要家リスト等所要の設備・資料を設置するものとする。

2 機能の確保

(1) ガス施設の災害予防措置

災害発生時のガス施設の被害を最小限にするため、関係法令、諸規定等の定めに従い、次のとおり平常時からガス施設の点検及び整備に努めるものとする。

ア ガス製造所、ガスホルダー及びガス輸送導管等は、大規模地震に耐えるように設計するとともに、厳しい施工管理と密度の高い設備管理により十分な耐震性を維持する。

イ 低圧ガス導管網及び需要家のガス設備に対しても「ガス導管耐震設計指針」（日本ガス協会）等の技術指針に基づいて敷設する。

ウ S I 値や最大加速度値を計測するため、地震計の設置を行う。

(2) 非常体制の整備

大規模地震が発生したときに、非常体制が有効に機能するように動員基準、組織、業務分担及び通報連絡体制を整備し、社員等関係者に周知徹底を図るものとする。

また、あらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員及び関連会社社員に周知徹底するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況連絡票及び需要家リスト等所要の設備資料を設置するものとする。

(3) 防災教育及び防災訓練

ア 防災意識高揚を図り、災害の予防及び災害発生時の被害の拡大を防止するための防災に関する専門知識、関係法令、各種規定、基準及び要領について、社員等関係者に対する教育を実施するものとする。

イ 防災活動を迅速に推進するため、年1回以上の防災訓練を実施するとともに、地方公共団体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

(4) 防災用資機材の確保及び整備等

ア 災害発生時の被害を最小限とするため、緊急措置及び早期復旧に必要な資機材について、平常時からその確保に努めるとともに、定期的にその保管状況を点検整備するものとする。

イ 災害発生時における迅速な緊急出動を可能とするため車両を常時稼働可能な状態に整備しておくものとする。

ウ 災害復旧用資機材及び需要家の生活支援のための代替熱源の確保のため、あらかじめ社外からの調達体制を整備しておくものとする。

(5) 関連会社との協力体制の整備

災害発生時に関連会社からの人員及び資機材の提供が迅速に行えるように、あらかじめ協力体制を整備しておくものとする。

(6) 広報活動

平常時から需要家に対して、チラシ、テレビ、検針票等を利用して、ガスに関する安全知識の周知に努めるものとする。

また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、災害発生時の情報を速やかに連絡できる体制を確認しておくものとする。

第16節 避難収容計画

1 緊急避難場所及び避難所の選定

(1) 広域避難場所の整備

町は、大規模災害発生時に周辺地区からの避難者を収容し、特に市街地の大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避難場所（都市計画公園、公園、緑地等）の整備計画を検討するものとし、その計画に基づき、地域の特性に応じた避難所の整備に努めるものとする。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、非構造部材を含めた施設の耐震化を順次進めるものとし、町は、施設管理者に対してこれを要請するものとする。

指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等または安全区域外に立地するが、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送等が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

さらに、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。また、福祉避難所の指定については、福祉施設等との協定に基づき指定するものとする。

また、町は、学校を避難所として指定する場合は、学校が教育の場であることに配慮するものとする。なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避

難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらに、指定緊急避難場所及び指定避難所については案内標識誘導看板等を設置し、平時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

町は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等について検討する。

(2) 避難所の環境整備等

町は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。

また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

また、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

加えて、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

2 避難指示等の発令の判断基準の整理

町は、避難指示等を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。

そのため、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を参考にマニュアルを整備し、空振りをおそれず躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

なお、避難指示等の判断基準については、本計画第2章第10節「建築物等災害予防計画」で整理することとする。

また、町は、避難指示または緊急安全確保を発令する際に、国または県に必要な助言を求

めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

3 避難誘導の事前措置

(1) 避難誘導等の警戒避難体制の整備

町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

(2) 情報伝達手段の整備

町は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

また、町は、過去の災害における住民の避難状況等を踏まえ、戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、その地域の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を進めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所等の周知徹底

ア 町は、大規模地震発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

(ア) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路

(ウ) 避難指示等の伝達方法

(エ) 避難後の心構え

なお、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画のもと、上述の(ア)～(エ)の内容等を記載した、具体的かつ実践的な避難計画の作成を行うとともに、防災マップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

イ 町は、街頭への浸水深や避難所などの標識設置によるリアルハザードマップの整備に取り組むものとする。

ウ 町は警察と連携し、平素の活動を通じて地域住民に災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

なお、その際、大雨警報等が発令された場合を想定し、常に最も安全かつ効果的に誘導できる避難経路等を協議しておくものとする。

エ 住民等は、アの(ア)～(エ)の内容、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、大規模地震が発生した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

(4) 広域避難及び被災者の運送

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、上益城水防区水防災意識社会構築協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地

方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の輸送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(5) 多数の者が出入りする施設における対策

病院、工場、事業所等多数の者が出入りする施設の設置者または管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を作成し、町、消防機関、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

(6) 児童生徒等の対策

町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設、町及び県の相互間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(7) 指定避難所以外の施設における対策

町担当部局は近隣の指定避難所等を把握しておくとともに、指定の有無に関わらず、指定避難所以外の施設の管理者は、大規模災害時には、多くの住民が避難してくることをあらかじめ想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者への対応方針等について訓練等を検討する。

4 速やかな避難所開設のための体制構築

町は、複数開錠者の事前指定や施設開錠者等との緊急連絡網を作成するなど、避難指示等発令後速やかに避難所開設を行うための体制構築を図るものとする。

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、避難所開設チェックリストや避難者開設報告書等の事前準備も進めておくものとする。

5 避難所運営マニュアルの作成等

町は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーの確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

さらに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携のうえ、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

町は、あらかじめ、住民等に対して避難所の運営管理に必要な知識等の普及に努めるものとする。

6 避難所における男女共同参画の推進

町は、男女共同参画の視点から、地域防災会議の委員に占める割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

7 避難所における感染症対策

町は、避難所での感染を予防するため、益城町新型コロナウイルス感染症対応避難所マニュアルに基づき、消毒関係物品や動線確保のために必要な間仕切り等、資機材の確保に努めるものとする。また、マスク、消毒液、体温計等は避難者自ら携行するよう、平時から周知する。

8 避難所におけるボランティア等の受入れ

町は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平時から、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておくものとする。

9 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

10 避難の受入れ

町は、指定緊急避難所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

11 応急仮設住宅建設予定場所の選定

町は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所や災害発生のリスク等を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

また、町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

12 帰宅困難者対策

町は、公共交通機関や熊本空港（阿蘇くまもと空港）が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生するおそれがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの供給などの帰宅困難者対策を行う。

(1) 住民への啓発

町は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

(2) 事業所等への啓発

町は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促すものとする。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すものとする。

(3) 避難所等の提供

町は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 情報提供体制の整備

町は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

(5) 安否確認の支援

町は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

(6) 徒歩帰宅者に対する支援

町は、コンビニエンスストア、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。

13 孤立化地域対策

町は、農村、山村等の孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動等が行えるよう、通信設備（衛星携帯電話等）の整備に努め、農道、林道等を避難路として、あらかじめ選定しておくものとする。

14 被災した飼養動物の保護収容に関する対策

町は、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、獣医師会、保健所等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。

15 施設の災害予防対策の推進

町は、所管の施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に

応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度の周知等を行うものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用などにより、施設における安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練等を実施すること。
- (5) 施設の職員及び患者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (6) 施設における事業継続計画（BCP）の作成を推進すること。

第17節 避難行動要支援者等支援計画

避難行動要支援者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者のうち、特に避難支援を要する者）等の避難支援対策は、本計画の定めるところによる。

1 避難行動要支援者支援体制の整備

(1) 避難行動要支援者の把握等

町は、災害が発生し、または災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命及び身体を災害から守るための措置（以下「避難支援等」という。）について定めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、各担当部局との連携の下、平時において、避難支援を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとする。

また、避難行動要支援者名簿は、定期的に更新し、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないように、データのバックアップ体制を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(3) 避難支援等関係者への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、熊本市消防局、熊本県警察、民生児童委員、町社会福祉協議会、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達を整備するものとする。

なお、町は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命及び身体を保護するために特に必要と認めるときは、避難支援の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができるものとする。

また、伝達網の整備にあたっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

さらに情報伝達に当たっては、避難行動要支援者のそれぞれの特性を踏まえて伝達方法を行うよう努めるものとする。

(4) 福祉避難所を含めた避難所の確保

町及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また、町は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設や宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や

吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

併せて、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係機関等との連携に努めるものとする。

なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、町は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練を実施する。

さらに、町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとし、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(5) 関係機関の役割分担

福祉避難所の運営を円滑に行うために、町は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成し、避難支援者を中心とした関係団体との連携を図り、災害発生時の支援方法や役割分担等について共通認識を持つておくものとする。

また、町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー等）の連携により、高齢者や障がい者等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

2 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策

(2) 避難支援計画の作成

町は、前述の体制整備を踏まえて、避難行動要支援者支援を円滑・的確に実施するため、避難行動要支援者支援に係る全体的な考え方を整理し、町地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、町地域防災計画の下位計画として全体計画を定めるものとする。

また、町は、町地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者に関する情報（氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号その他の緊急連絡先、障がいの状況等避難支援等を必要とする事由等）を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別支援計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、個別避難計画は、町の避難行動要支援者全体に係る全体計画と避難行動要支援者一人ひとりに対する個別計画で構成されるものであり、作成にあたっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月内閣府作成）」を参考とするものとする。

(2) 避難行動要支援者情報の取扱い

町は、益城町地域防災計画に定めるところにより、熊本市消防局、消防団、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、益城町避難行動要支援者名簿に関する条例（令和3年9月15日条例第22号）に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

保有する個人情報に関しては、災害対策基本法に基づき、町内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時においては、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。

なお、登録情報の共有の方法として、上記関係団体等で構成する避難行動要支援者避難対策会議（仮称）等の設置が考えられる。

さらに、町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(3) 地区防災計画との整合

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第18節 医療保健計画

大規模・広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生することが予想され、これらの傷病者に適切な医療を提供する必要がある。また、病院や要配慮者利用施設等の人命にかかわる重要施設においては、災害による大規模な停電や断水等のライフラインの途絶やマンパワー不足により、十分な医療等が提供できなくなるおそれがある。このため、平時から、町、県は、日本赤十字社熊本県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、熊本県公的病院災害ネットワーク、熊本大学病院等と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。

1 実施機関

- (1) 災害時における医療救護は、町が行う。
- (2) 災害が広域的に発生した場合または被害が甚大である場合、県がこれを行う。
- (3) 本町の医療機関は、巻末資料3「医療機関一覧」のとおりである。

2 医療救護体制の整備

- (1) 町は、益城町地域防災計画にのっとり医療救護体制を整備する。
- (2) 町は、状況に応じて医療救護班を編成する。
- (3) 町は、災害に備え状況に応じて訓練を実施する。

3 被災地内医療救護活動の実施

- (1) 町は、被災地の状況に応じて適切な場所に救護所を設置し、医療救護班による医療救護活動を行う。町のみでは対応できないと判断される場合には、県に応援協力を要請するとともに、市町村相互間の応援協定等に基づき、近隣市町村に応援等を要請する。
- (2) 現地に到着した医療救護班は、保健医療調整現地本部^{※1}と連携し、救護所において、トリアージ^{※2}及び応急救護を行う。

※1 地方災害対策本部（熊本県）が設置する。

※2 多数の傷病者が同時に発生した場合、負傷者の緊急度や負傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために負傷者の治療優先順位を決定することをいう。

4 傷病者の搬送と収容

県災害対策本部は、保健医療調整現地本部の医療情報を得て、適切な医療機関への搬送手段（防災消防ヘリコプター等）を確保し、町は、適切な一時収容先を提供するものとする。

5 災害救助法による医療助産

巻末資料2「救助の種類及び実施方法」のとおりである。

6 費用の負担

医療助産に要した費用については、町負担とする。

7 災害時における医療ボランティアとの連携

町は、災害時において医療ボランティアの確保、受け入れに係る調整を行い、適切な医療スタッフの配置を図るため、平時から医療ボランティアの把握に努め、受け入れ体制の確立に努めるものとする。

8 災害時における医薬品、医療機器、歯科用品等（以下「医薬品等」という。）の安定供給の確保対策

- (1) 町は、災害時における医薬品等の供給、医療機器の修理・交換等に関する情報収集及び伝達のため、各種団体と緊急連絡網を整備するものとする。
- (2) 町は、初動医療のための医薬品等を備蓄するよう努めるものとする。なお、備蓄医薬品等については、適宜、品目・数量等の点検及び見直しを実施するものとする。
- (3) 町は、災害時の医療品等確保のための中長期的対策として、医薬品等供給団体及び医療機関等の協力を得て、医薬品等の安定確保に努めるものとする。
- (4) 他自治体等からの医薬品等応援物資の受け入れの際には、専門知識を有する者が不可欠であるため、県薬剤師会等との連携を密にし、マンパワーの確保を図るものとする。
- (5) 町は、医薬品等の供給確保を図るうえで必要な事項について、医薬品等供給関係団体と連携を密にし、協定締結を行い、充実・強化に努めるものとする。
- (6) 断水に伴い、町が自ら応急的な医療用水の供給が困難な場合、県健康福祉部健康局医療政策課に応援要請し、医療機関への給水体制の確保に努めるものとする。

9 防疫体制の整備

(1) 講習会、研修会等の実施

町は、防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

(2) 防疫班等の整備

- ア 町は、あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。
- イ 町は、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周知な防疫計画を立てておくものとする。

10 個別疾患等に対する医療の確保

(1) 難病、人工透析

- ア 町は、あらかじめ人工呼吸器装着患者、酸素療法患者等特別な配慮を要する難病患者、透析患者等の受療状況及び治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努めるものとする。
- イ 町は、あらかじめ関係団体との連携のうえ、医療機関における医薬品等の確保状況の把握に努めるものとする。

(2) 妊婦、新生児

町は、あらかじめ高度医療を必要とする妊婦、新生児について、災害時の医療機関における受入体制の確保に努めるものとする。

11 職員の安全確保

医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な医療救護活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図るものとする。

第19節 災害ボランティア計画

大規模または甚大な災害が発生した場合、被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、行政のみならずボランティアによる支援活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。また、災害発生時においては、地域住民相互の支えあいが不可欠であり、平時から地域住民や地域の関係団体等が、支えあう仕組みづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時において災害ボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に展開できるよう、町及び町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）の連携のもと、平時から、以下の事業を積極的に推進する。

1 関係機関との協同体制の構築

- (1) 町及び町社協は、平時から相互の役割を明確にし、定期的な連携会議の開催や各種災害を想定したボランティアセンター設置運営訓練等を共同で実施するなど、相互の役割を明確にし、連携強化に努めるものとする。
- (2) 町及び町社協は、自治会、消防団、自主防災組織、民生児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から定期的な連携会議の開催や訓練等を通して顔の見える関係を築いておくとともに、各関係機関・団体相互の役割を明確にし、連携強化、情報の集約体制等の強化に努めるものとする。
- (3) 広域災害も視野に入れ、近隣市町村との連携が円滑になされるよう、平時から他市町村社協間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

2 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備

NPO等のボランティア団体ネットワーク、県社協及び町社協は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入れ等に必要な体制を整備するものとする。

(1) 養成と登録

NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、町内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。

また、県社協及び町社協は、県や町の支援のもとで、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

さらに、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

町社協は、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社協に登録情報を提供する。

(2) 体制整備

町社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

3 ボランティアの受け入れ態勢の整備

町社協は、大規模な災害発生時に町内外から訪れるボランティアが円滑に活動できるよう、平時から町内外の社協やNPO等の災害ボランティア団体ネットワーク等と連携を図るなど、受け入れ態勢の整備を行うものとし、平時から住民に対して、災害発生時における被災地センターやNPO等のボランティア団体の活動や役割等について理解促進を図るものとする。

4 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

町は、町社協、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・搬出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第20節 防災関係機関等における業務継続計画

町及び防災関係機関は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、町は、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の作成等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第2.1節 受援計画

町及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、県の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を作成するものとする。

受援計画の作成にあたっては、町において次の事項について定めておくものとする。

平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

1 受援計画の作成

(1) 総括（共通）

- ア 応援要請の手順
- イ 受援体制
 - (ア) 受援組織の設置
 - (イ) 受援組織の構成、役割
- ウ 応援の人的・物的資源の管理体制

(2) 人的支援

- ア 受援対象業務の整理
 - (ア) 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）が行う業務の明確化
 - (イ) 防災行動計画（タイムライン）による受援対象業務の全体像の整理
 - (ウ) 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理
- イ 受援体制の整備
 - 町内全体及び各業務担当部内における受援担当者の選定
- ウ 応援職員の活動環境の確保
 - (ア) 資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料等）
 - (イ) 食料関連（飲料水、保存食、電気ポット等）
 - (ウ) 会議室等活動に必要な執務スペース（警察、消防、自衛隊及び関係機関）
 - (エ) 仮眠場所の確保及び宿泊場所の斡旋（情報連絡員、他の地方自治体の派遣職員等）

(3) 物的支援

- ア 調達先の確認・確保、要請手順
- イ 受入拠点の確保
- ウ 受入れに必要な人員・資機材の確保等受入態勢

(4) 被災市町村への支援

- ア 応援組織の設置
- イ 市町村の受援対象業務の把握
- ウ 県内市町村との連絡収集態勢
- エ 各市町村の受援ニーズ・受援状況把握、全体状況の取りまとめ
- オ 体制が十分でない市町村への受援業務の支援
- カ 職員派遣による被災市町村へのニーズ把握 等

2 応援団体との連携

(1) 応急対策職員派遣制度の活用

町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

なお、応援職員の派遣または受入れに当たっては、感染症対策のため、応援職員の健康管理等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の感染症対策を考慮した執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結

町は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。

(3) 民間団体との連携

町は、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行うものとする。

第2.2節 備蓄計画

町は、災害発生初動時に必要とされる備蓄食料・資機材の品目・数量のほか、プライバシーの確保や高齢者・障がい者等に配慮した備蓄物品の追加、衛生関連用品の確保等の観点から益城町備蓄計画を作成することで、さらなる備蓄体制の強化を図るものである。

また、本備蓄計画に基づき、自助・共助の考え方を基本に、町民による日頃からの家庭内備蓄や企業内備蓄を促進するとともに、流通業界及び他の地方自治体からの救援物資等を踏まえ、住民・企業・行政が一体となり、日頃からの備えや災害時に適切な対策を講じることができるよう体制の強化に取り組んでいくものとする。

1 基本的な考え方

自らの身の安全は自ら守る、自分で出来ることは自分で行うことが防災の基本であり、平時から災害に備え、各家庭において「最低3日分（推奨1週間分）」以上の食料や飲料水、生活必需品等の備蓄を行う必要がある。

一方で、災害発生時には、家屋の倒壊、浸水、焼失のほか、道路の寸断や多数の負傷者の発生が予想され、家庭内備蓄が全て機能するものではない。

このため、本町としては、自助・共助を基本としつつ、発災直後に必要となる食料、生活必需品及び応急対策に必要な資機材等を次のとおり整理するものとする。

(1) 想定される備蓄物資支給対象者

(2) 備蓄品目及び目標数量

- ア 食料・飲料水
- イ 生活必需品
- ウ 資機材
- エ 医療品
- オ 消耗品

2 備蓄物資整備計画

備蓄物資については、使用可能期間（賞味期限、消費期限、耐用年数等）等を考慮し、計画的に整備・更新を行うものとする。また、廃棄処分を極力避けることを念頭に、イベントや訓練、学校等において、啓発・教材物資として有効活用や防災意識の高揚を図るものとする。

3 家庭内備蓄

家庭内備蓄は、避難開始当初に持ち出し、避難場所にて活用する「一次持出品（非常持出品）」と、在宅避難や一度避難した後に自宅へ戻り避難場所で活用する「二次持出品」に区分される。

町では、住民が災害時を想定した十分な食料や飲料水等の備蓄を行うように、家庭内備蓄の意義や必要性を各種パンフレットや広報紙、自主防災組織の活動等を通し、一層の啓発を図るとともに災害発生時にすぐに取り出せる場所への保管もあわせて推奨する。

4 企業・事業者等における備蓄

企業・事業者等は、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止な

どに取り組み、従業員や来訪者が必要時に施設内待機することができる安全確保策を講じるとともに、災害が発生した場合に応急処置を迅速かつ的確に講じることができるように資機材を備蓄し、防災訓練を実施するよう努めるものとする。

また、発災時には従業員との連絡方法を定め、3日分程度の備蓄を推進し、住民と協力・連携して周辺地域における防災・救助活動を行うよう努めるものとする。

町は企業・事業者等に対し、備蓄の推進を図るとともに、備蓄物資の保管について、取り出しやすさのほか、施設の耐性或分散化を考慮し、備蓄物資の点検・更新を行っていくよう啓発するものとする。

5 災害時の物資供給等に関する協定

本町では、他の地方自治体をはじめ、企業等と物資や資機材等に関する協定を締結しており、発災時に必要な物資を調達する仕組みを整備している。今後も発災時に備え、応援協力体制の強化に努めるとともに、新たな団体等との協定等の締結を推進するものとする。

また、町の備蓄物資の確保を図るため、現に締結している協定内容を検証し、実効性のある備蓄に努めるとともに、円滑な供給体制の確保ができるように輸送体制の充実に努めるものとする。

6 備蓄倉庫

発災時には、道路の損壊や交通機関の運休等により輸送が難しい状況が想定されるため、災害時に必要となる備蓄物資については、あらかじめ避難所や避難地等を中心に設置する地域防災倉庫に備蓄するものとする。

また、補完的な役割を果たす倉庫として、これまで備蓄を行ってきた学校給食センター等の町有施設倉庫、賃貸借契約を締結している民間備蓄倉庫を活用する。

地域防災倉庫は、発災時に備蓄物資交付対象者に対して速やかに必要な物資を交付できる分散備蓄倉庫として、学校給食センター等の町有施設倉庫及び民間備蓄倉庫は、備蓄物資交付対象者が多く避難する避難所への物資の補充を図る集中備蓄倉庫として役割を整理する。